

岡山市入札外部審議委員会の委員の任免に関する事項について

平成31年1月17日財政局長決裁

平成31年2月1日適用

岡山市入札外部審議委員会設置条例（平成23年市条例第8号）第1条に規定する岡山市入札外部審議委員会（以下「委員会」という。）の委員は、次のいずれかに該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けたとき
- (2) 禁錮以上の刑に処されたとき
- (3) 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき

附 則（平成31年1月17日財政局長決裁）

この要綱は、平成31年2月1日から適用する。